

つづくし 園 (心身障害児療育教室)

■対象：心身などに障害を持ち、保護者と共に通園ができる小学校就学前の乳幼児
 ■内容：乳幼児期のさまざまな発達に遅滞が見られる乳幼児に対して早期療育を行っています。遊びを通して子供の持っている力を伸ばし、保護者には家庭での養育について指導を行います。また、「おもちゃライブラリー」を開き、子供に合ったおもちゃで存分に遊んでもらったり、おもちゃの貸し出しをしたりして、機能や感覚を養っています
 ■開所日：【療育教室】毎



週月・水・金曜日の午前9時30分～11時30分【おもちゃライブラリー】毎週火曜日の午前9時30分～11時30分
 ■ところ：白根市大字上下諏訪木788番地 ■問い合わせ：児童福祉係 ☎261・262 つくし園 ☎372・3525

家庭児童相談室

■内容：家庭での児童の健全育成を目的に、児童の養育などの問題について、専門相談員が相談をお受けします
 ■問い合わせ：児童福祉係 ☎261・262 直通電話 ☎372・3989

福祉資金の貸付金

■内容：母子家庭などに対して、経済的自立への助成と福祉の増進を図るため、資金貸し付けの申請などを受け付けています
 【母子福祉資金】
 ■対象：20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親または児童
 ■対象：寡婦またはこれらの人が扶養している20歳以上の子
 ■問い合わせ：児童福祉係 ☎261・262



乳児医療費助成制度

■対象：出生日から満1歳の誕生日の末日までの乳児
 ■内容：1歳未満児の病氣、けが等の通院、入院医療費について一部負担金を控除した費用を助成します。外来1月の初回から4回目まで、受診日ごとに530円 入院1日につき1,200円。所得制限はありません
 ■問い合わせ：庶務係 ☎264

幼児医療費助成制度

■対象：3歳児未満(満1歳の誕生日の翌月から満3歳の誕生日の末日まで)
 ■内容：3歳未満児の入院にかかる医療費について助成を行っています。ただし、通院分は対象外。入院1日につき1,200円。所得制限はありません
 ■問い合わせ：庶務係 ☎264

児童手当制度

■対象：3歳未満の児童を養育している父母等
 ■内容：お子さんが満3歳になるまで手当を受けられます。手当額は、第1・第2子15,000円 第3子以降11万円。原則として毎年2・6・10月にそれぞれの前月分まで支給します。所得による受給制限もあります
 ■問い合わせ：庶務係 ☎264

児童扶養手当制度

■対象：父と生計を同じくしていない18歳未満の児童か、20歳未満の一定の障害を持つ児童を育てている母か養育者。次のいずれかに該当すること。①父母が離婚した児童 ②父が死亡した児童(遺族基礎年金を受給できない場合) ③父が重度の障害を持つ児童(障害基礎年金の加算

対象になっていない場合) ④父の生死が明らかでない児童 ⑤父から1年以上置き去りにされている児童 ⑥父が法令で1年以上拘禁されている児童 ⑦母が未婚で出産した児童 ⑧出生の事情が明らかでない児童
 ■内容：4・8・12月にそれぞれの前月分までを支給します。手当額は左表のとおり ■問い合わせ：庶務係 ☎264

▼平成11年度 児童扶養手当額表

対象児童	全部支給	一部停止
	月額	月額
1人	42,370円	28,350円
2人	47,370円	33,350円
3人	50,370円	36,350円
4人	53,370円	39,350円
5人	56,370円	42,350円

特別児童扶養手当

■対象：精神または身体に一定の障害を持つ児童(20歳未満)を養育している父母等。次のいずれかに該当すること。①目や耳、身体の不自由な児童 ②日常生活を制限される程度の病氣を持つ児童 ③知的障害または情緒障害を持つ児童 ※障害の程度、施設入所状況等も対象判定に加わります
 ■内容：4・8・11月にそれぞれの前月分までを支給します。手当額は下表のとおり ■問い合わせ

合わせ：庶務係 ☎264

▼平成11年度 特別児童扶養手当額表

障害児	1級(重度)	2級(中度)
	月額	月額
1人	51,550円	34,330円
2人	103,110円	68,660円
3人	154,665円	102,990円



ひとり親家庭等 医療費助成制度

■対象：①ひとり親家庭の母か父またはそれに準ずる家庭の養育者で、18歳未満の子(障害を持つ人については20歳未満)を扶養している人 ②前記以外の人に扶養されている18歳未満の子 ③父母のいない18歳未満の子
 ■内容：ひとり親家庭の養育者や子供に医療費の一部を助成し